

専任教員等の数の算定方法

1 専任教員等の範囲

経常的経費の算定の基礎となる専任教員等は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 学校法人から次に定める金額以上の給与月額（本俸と諸手当の合計額）の支給を受けている者

区 分	教授・助教授	講師・助手
大 学	21万円	16万円
短期大学 高等専門学校	16万円	14万円

- (2) 教授，助教授及び講師にあつては1週間当たりの割当授業時間数が6時間以上の者（集中講義と考えられる者は除く。）

ただし，1週間の割当授業時間数が6時間未満の者であっても，実習指導等の時間を加えて6時間以上となる者，当該学校法人又は当該私立大学等若しくは学部等の役職を兼務している者，特殊な学科を担当する等当該私立大学等における教育研究との関連において合理的な事由があると認められる者等及び附属研究所又は医歯学部附属病院に勤務する者を含む。

2 一般教育科目，外国語科目及び保健体育科目（「一般教育等」という。）を担当する専任教員等の数

- (1) 当該私立大学等ごとの入学定員の総数に対する当該学部等ごとの入学定員の割合により，学部等ごとに配分するものとする。
- (2) 設置後完成年度を超えていない学部等がある場合における一般教育等を担当する専任教員等の数は，当該未完成の学部等を設置した年度の前年度の10月31日現在の数とする。

3 専門科目を担当する専任教員等の数

設置後完成年度を超えた学部の中に未完成の学科がある場合には，当該未完成学科の専門科目を担当する専任教員等の数は，当該学部の専任教員等の数には算入しない。

4 助手の限度数

学部等（未完成医歯学部を除く。）ごとの専任教員等の数のうち助手の数は，教授，助教授及び講師の総数に，次に定める数を乗じて得た数を限度とする。

1 大学		
(1) 医歯学部		
専門	実験	1.5
一般教育等	{ 実験	0.5
	非実験	0.3
(2) 理工系学部		
大学院あり	{ 実験	1.0
	非実験	0.3
大学院なし及び	{ 実験	0.5
一般教育等	非実験	0.3
(3) その他の学部		
大学院あり	{ 実験	0.5
	非実験	0.3
大学院なし及び	{ 実験	0.5
一般教育等	非実験	0.3
(4) 大学院大学の研究科		
	{ 実験	0.5
	非実験	0.3
2 短期大学		
(1) 理工系学科	{ 実験	0.4
	非実験	0.2
(2) その他の学科		
	{ 実験	0.4
	非実験	0.2
3 高等専門学校		
	{ 実験	0.3
	非実験	0.2